

第七十三回 帝國議會 貴族院 硫酸アンモニア増産及配給統制法案特別委員會議事速記録第三號

昭和十三年三月二十三日(水曜日)午前十時二十分開會

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ開會致シマス、昨日ニ引續イテ御質問ガゴザイマシタラ御質問ヲ願ヒマス

○男爵園田武彦君 議事進行ニ付テ發言ヲ致シタイト思ヒマス、本案ハ極メテ重大ナ法案アリマスルガ、會期モ切迫シテ居リマスル今日、成ルベク速カニ御審議ヲ進スラレムコトヲ希望致シマス。

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵鷹司信輔君) 御質問ハ特ニオアリニナリマセヌデスカ……、チヨット速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ速記ヲ……、御質問モ別段ナイヤウデゴザイマスカラ是カラ討論ニ入リタイト存ジマス……、ソレトモ何カ御發言ゴザイマスカ、速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ速記ヲ……、今御缺席ノ方ニ討論ヲ御望ミノ方モアルヤウデゴザイマスカラチヨット疏安

ノ討論ハ延期致シマシテ、モウ一つノ法案デゴザイマス臨時農村負債處理法案ニ付キ

マシテ審議ヲ進メタイト存ジマス、右法案ニ御質問ノ御方ガゴザイマシタラドウゾ此ノ際願ヒマス

シテ、此ノ制度ニ依ツテ特ニ整理シテヤリタイ

○稻畠勝太郎君 然ラバ負債額ト云フモノハ、ドノ位ニ上ルカ政府デハ御見込ガ立ッテ居ルノデスカ

村ノ、田舎ノ方ニ居ツタコトガアルノデスガ、百姓ハ大抵借財ヲシテ居リマス、戦争ニ依ツテ起ツタ借財デナクシテ、ズット借財ヲ

續ケテ居ル、平常ノ借金ガ隨分アルヤウデスガ、ソレモ此ノ際戦争ノアル爲ニ、出征シタカラ此ノ際整理シテヤルト云フ政府ノ意思デアルカ、ソレダケワ伺ツテ置キマス

○政府委員(寺田省一君) 大體農村ニ於キマシテノ負債ハ、從來カラ色々々調査ヲ致シテ居リマシテ、御承知ノ通リ農村負債整理組合法及ビ農村負債整理特別融通及ビ損失補償法ノ二ツノ法律ニ依リマシテ、現在ニ

○政府委員(小平権一君) 只今ノ點ニ付キマシテ御答ヘ致シタイト思ヒマス、農村負債ニ付テハ只今金融課長ノ申上ダマシタ通り、農村負債整理組合及ビ農村負債整理ノ特別融通損失補償法ニ依リマシテ、農山漁家ノ負債ガ四十一億ゴザイマス、固定負債デゴザイマス、其ノ中ドウシテモ政府ノ力ニ依ツテ整理ヲヤラナケレバナラヌ本當ニ

特ニ行政官廳ノ認可ヲ受ケマシテ、負債整理ノ必要ガアリマスレバ、此ノ制度ニ依ツテ整理致シタイト思ヒマス

○政府委員(小平権一君) 只今ノ點ニ付キマシテ御答ヘ致シタイト思ヒマス、農村負債ニ付テハ只今金融課長ノ申上ダマシタ通り、農村負債整理組合及ビ農村負債整理ノ特別融通損失補償法ニ依リマシテ、農山漁家ノ負債ガ四十一億ゴザイマス、固定負債デゴザイマス、其ノ中ドウシテモ政府ノ力ニ依ツテ整理ヲヤラナケレバナラヌ本當ニ

○菊池恭三君 十二月三十一日ノ前カラ、

ズット負債ガアルノハドウシマスカ、今度戦争ニ出タ爲デナク、前カラ個人々々持ツテ居ル負債ハドウスルノデスカ

○政府委員(寺田省一君) 此ノ法律ニ依テ現在考ヘテ居リマス、豫定シテ居リマス

額ハドノ位ノ御見込ニナリマスカ、昭和十二年十二月ノ負債ノ締切額、デス

○政府委員(寺田省一君) 此ノ法律ニ依テ現金額ハ、大體二千萬圓見當ト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○菊池恭三君 此ノ二千萬圓ト云フコトハドウ云フ所カラ計算ガ出マスカ、私共ハ農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス、農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス……、ソレトモ何カ御發言ゴザイマスカ、

○菊池恭三君 此ノ二千萬圓ト云フコトハドウ云フ所カラ計算ガ出マスカ、私共ハ農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス、農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス……、ソレトモ何カ御發言ゴザイマスカ、

○菊池恭三君 此ノ二千萬圓ト云フコトハドウ云フ所カラ計算ガ出マスカ、私共ハ農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス、農業ノ經營ニ依ツテ償還出來ル負債ガス……、ソレトモ何カ御發言ゴザイマスカ、

理シテシマフト云フコトニ致シテ居リマス、
處ガ今回ノ出征ニ依リマシテ、從來ノ負債整
理組合ヲ作ッテ整理スルト云フ方法デハ、
特ニ出征ヲシタ人々ノ中デ歿クナリマシタ
トカ、或ハ傷ヲ負ヒマシタトカ、サウ云フ
方々ノ負債ハ、從來ノ制度ニ依リマシテ、
勿論整理出來ルモノハ整理ヲ致シマス、ソ
レニ依ツテハ出來ナイトカ、負債整理組合
ガ出來ルノヲ待ツテ居ラヌト云フ事情ニ
アル者トカ、或ハ特ニ主人ガ歿クナリマシ
テ、遺ツタ者ダケデ稼イデ還サナケレバナ
ラス、ソレハ容易デナイト云フヤウナモノ
ニ對シテ、負傷シテ歸ツテ直グ債權者ニ非
常ニ虐メラレルト云フノデハ、ドウシテモ
生活ガ安定致シマセヌノデ、國家ノ援助ニ
依ツテ整理致シタイト云フコトヲ考ヘテ居
ル次第アリマス、併シ此ノ制度モ從來ノ
負債整理ノ範圍内デヤルモノデアリマシテ、
特ニ從來ノ負債整理ニ依ル國家ノ補償ノ限
度、資金ノ限度ヲ増ス譯デハアリマセヌ、
從來ノ負債管理制度ニ依ル國家ノ損失補償
ノ限度及び政府デ供給スル低利資金ノ限度
ニ於テ、其ノ中デ遣リ繰リシマシテ、特ニ
傷病者ニ對シテ、戰爭カラ歸ツテ來テモ債權
者ニ押ヘラレテ悲慘ナ狀態ニナラナイヤウ

ニシテヤリタイト云フ考ヘ方デアリマス
○委員長(公爵鷹司信輔君) チヨット伺ヒ
マスガ、戦傷者ト云フ其ノ怪我シタ人ノ程
度ハ、ドノ位ノ程度カラ此ノ中ニ入リマス
カ
○政府委員(寺田省一君) 大體増加恩給ヲ
貰フ程度ト云フコトヲ一應ノ標準ニ致シテ
居リマス
○菊池恭三君 今ノ御説明ニ依ルト二千萬
圓ト云フ御話デゴザイマスガ、私共考ヘマ
スト、二千萬圓ヤ三千萬圓デ濟ムト云フヤ
ウニハ思ハレスデスガ、ドウ云フ方法ニ依
テ二千萬圓ト云フ數字ガ出タノデスカ
○政府委員(小平權一君) 其ノ數字ニ付キ
マシテハ、實ハ其ノ傷病者ノ數ニ依ッテ是
ハ出テ來テ居リマスノデ、是ハ軍ノ方面ト
ノ色々々ナ關係デアリマシテ、其ノ數ヲハッキ
リスルコトハ出來ナイヤウニナッテ居リマ
ス、大體概算ヲ二千萬圓ト申上ゲタノデア
リマスガ、其ノ負債整理ノ金額等ニ付キマ
シテハ、從來ノ約九億圓ノ負債ハ、ドウシ
テモ是ハ農山漁村ノ爲ニ整理シテヤラナケ
レバナラヌ、其ノ範圍内ニ落チル問題デア
リマシテ、其ノ範圍内デ整理致シマスノデ
アリマスカラ、詰リ資金ノ限度モ五億圓ノ
資金ノ限度内デヤルノデアリマス、別ニ新

シク低利資金ヲ増ス譯デハアリマセヌデスカラ、其ノ金額ハサウ重大ナ問題トモ考ヘテ居ナイノデアリマス、併シ矢張リ軍ノ方ノ關係デアリマシテ、色々數ハ見當ヲ附ケテ居リマスガ、此ノ席デハッキリ言ヘナイヤウニナツテ居リマス、御了承願ヒタイ

○菊池恭三君 分リマシタ

○伯爵後藤一藏君 先程十三億ト云フノト九億ト云フノト兩方ゴザイマシタ、此ノ十三億ト九億ノ違ハドコニアルノデスカ

○政府委員(小平權一君) 十三億ト申シマスノハ、是ハ昨年成立シタ法律制定當時ニ計算シタ數字デアリマシテ、昭和十年ノ八月末現在ノ負債整理ノ材料タル負債ノ金額ノ調ニ依リマスト云フト、農山漁村ノ中小農山漁家ノ負債ガ四十億九千萬圓ニ達シテ居リマス、是ハ固定負債デアリマス、大體其ノ固定負債ノ中デ中小農山漁家ノ負債ト見ベキモノヲ地方長官ヲシテ調べサセタノデアリマス、其ノ四十億九千萬圓、約四十一億ノ中デ段々調べテ見マスト、ドウシテモ農家ヲ、放ヅテ置ケバ田畠ヲ無クシテシマフ、自作農ハ小作ニナツテシマフ、若シクハ農村ヲ離レテ都會ニ出ナケレバナラヌト云フヤウナ悲慘ナ状態ニアリ、債權者ニ苦シメラレテ居ルト云フヤウナ負債ヲ調べテ見ルト、

約十三億ニナリマス、其ノ十三億ノ中デ、
負債デアリマスケレドモ、ソレハ債權者ト
ノ話合ニ依シテ延バシテ貰ヘルモノモアリ
マス、或ハ又信用組合等ノ負債デアッテ、信
用組合デ我慢シテ貰ヘルモノモアリマス、
左様ナモノガ約三億餘デスカ、ソレヲ差引
キマスト云フト、九億ノ負債ガドウシテモ、
是ハ低利資金デ、其ノ相當部分ヲ借替ヘテ
行ツテ、各農山漁家ヲシテ更生計畫ヲ樹テサ
セテ、償還計畫ヲ樹テサセテ、整理シテヤ
ラネバナラヌ負債ニナル譯デアリマス、九
億ト十三億トノ差額ハ、詰リ政府ノ方ノ資
金ヲ供給シナイデモ宜イ、又特別ノ援助ヲ
シナクテモ負債整理ノ指導、ソレカラシテ
條件緩和ノ方法等ニ依リマシテ、自然ニ解
決出來ル負債、左様ニ考ヘテ居ル譯デアリ
マス、從ツテサウ云フ九億ト十三億ノ差ガ
出テ來ル譯デアリマス、其ノ差ニ付キマシ
テハ、資金ノ供給トカ、所謂整理計畫ニ金
額トシテ舉ガナイデモ、指導等ニ依リ、又債
權者ト債務者トノ話合ニ依シテ、ソレヲ能ク
行政廳ナリ町村アタリガ見テヤリマスト、
直グ出來ルト云フ負債ニ考ヘテ居リマス、
九億圓ト云フモノハ具體的ノ整理計畫ニ入
ル金額ト考ヘテ居ル次第デアリマス

○伯爵後藤一藏君 モウ一つ問ヒタイノデ アルガ、二千萬圓ノ限度ト云ヒマスガ、是 ハ期間ニシテドノ位迄行クコトガ出來ル譯 デスカ、何時頃迄ノ御積リデスカ	○政府委員(小平權一君) 此ノ整理計畫ハ 事變ガ濟ム迄此ノ程度デ以テ、特ニ負傷シ タ兵隊サンデアリマストカ、或ハ歿クナラ レタ兵士ノ家族ノ負債ヲ整理シテ行キタイ ト云フノデアリマシテ、詰リ事變ノ終了如 何ニ依ッテ何年迄續キマスカ、豫定出來ナイ ト云フト出來ナイ譯デアリマスケレドモ、 左様ナマア次第ニナツテ居リマス、ソレデ資 金ノ供給ハ、事變ガ終ツカニテ居リマス、 併シ供給シタ資金ノ償還期間ハ二十五年ヲ 考ヘテ居ル次第アリマス	○男爵園田武彦君 サウシマスルト、農村ノ 戰死傷者ト云フモノハ別個ニ、厚生省デハ ノ總額ガ……
○政府委員(寺田省一君) 此ノ案ヲ立テマ ス時分ニ計算致シマシテ、大體二千萬圓ト、 斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス	○伯爵後藤一藏君 ソレガ何時頃デアッタ ノデスカ	○政府委員(寺田省一君) 厚生省ノ方面ノ 債整理程度ガ段々進ンデ 參ッテ居リマスカ ラ、四十億九千萬圓カラ約一億圓程度、從 来ノ負債整理ニ依ッテ 今日整理セラレテ居 リマス、其ノ外ニ自力ニ依ッテ又多少貯金モ 殖エマシテ、ソレヨリモ約二億圓位ハ減ッテ 居ルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、 併シ最近ノ統計ハマダ取ッテ居リマセヌ
○伯爵後藤一藏君 此ノ案ヲ立テマ ス時分ニ計算致シマシテ、大體二千萬圓ト、 斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス	○政府委員(寺田省一君) 此ノ案ヲ立テマ ス時分ニ計算致シマシテ、厚生省、商工省、内務 省、大藏省等、關係省全部打合セラ致シタ ノデゴザイマス、ソレデ厚生省ノ方デモ、 農村方面ニ於ケル負債整理ト云フヤウナ仕 事ハヤツテ居ラナイカラ、ソレハ是非考ヘテ 貴ヒタイ、斯ウ云フヤウナ打合セラ致シタ	○男爵園田武彦君 サウシマスルト、農村ノ 戰死傷者ト云フモノハ別個ニ、厚生省デハ 考ヘラレルト云フ意味ニ解釋シテ宜シウゴ ザイマスカ
○政府委員(寺田省一君) 昭和十年八月ノ 調デアリマス、其ノ後ノ調ニ依リマスト、負 債整理程度ガ段々進ンデ 參ッテ居リマスカ ラ、四十億九千萬圓カラ約一億圓程度、從 来ノ負債整理ニ依ッテ 今日整理セラレテ居 リマス、其ノ外ニ自力ニ依ッテ又多少貯金モ 殖エマシテ、ソレヨリモ約二億圓位ハ減ッテ 居ルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、 併シ最近ノ統計ハマダ取ッテ居リマセヌ	○政府委員(寺田省一君) 厚生省ノ方面ノ 債整理程度ガ段々進ンデ 參ッテ居リマスカ ラ、四十億九千萬圓カラ約一億圓程度、從 来ノ負債整理ニ依ッテ 今日整理セラレテ居 リマス、其ノ外ニ自力ニ依ッテ又多少貯金モ 殖エマシテ、ソレヨリモ約二億圓位ハ減ッテ 居ルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、 併シ最近ノ統計ハマダ取ッテ居リマセヌ	○政府委員(寺田省一君) 厚生省ノ方面ノ 債整理程度ガ段々進ンデ 參ッテ居リマスカ ラ、四十億九千萬圓カラ約一億圓程度、從 来ノ負債整理ニ依ッテ 今日整理セラレテ居 リマス、其ノ外ニ自力ニ依ッテ又多少貯金モ 殖エマシテ、ソレヨリモ約二億圓位ハ減ッテ 居ルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、 併シ最近ノ統計ハマダ取ッテ居リマセヌ
○政府委員(寺田省一君) 此ノ案ヲ立テマ ス時分ニ計算致シマシテ、大體二千萬圓ト、 斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス	○伯爵後藤一藏君 ソレガ何時頃デアッタ ノデスカ	○男爵園田武彦君 サウシマスルト、農村ノ 戰死傷者ト云フモノハ別個ニ、厚生省デハ 考ヘラレルト云フ意味ニ解釋シテ宜シウゴ ザイマスカ
○政府委員(寺田省一君) 今年ノ一月ノ末、 二月ノ初メ頃ノ計算デアリマス	○伯爵後藤一藏君 ソレカラモウ一つ伺ヒ 程デゴザイマス	○政府委員(寺田省一君) 厚生省ノ方面ノ 債整理程度ガ段々進ンデ 參ッテ居リマスカ ラ、四十億九千萬圓カラ約一億圓程度、從 来ノ負債整理ニ依ッテ 今日整理セラレテ居 リマス、其ノ外ニ自力ニ依ッテ又多少貯金モ 殖エマシテ、ソレヨリモ約二億圓位ハ減ッテ 居ルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス、 併シ最近ノ統計ハマダ取ッテ居リマセヌ
○政府委員(寺田省一君) 今年ノ一月ノ末、 二月ノ初メ頃ノ計算デアリマス	○伯爵後藤一藏君 ソレカラモウ一つ伺ヒ 程デゴザイマス	○男爵園田武彦君 サウシマスルト、農村ノ 戰死傷者ト云フモノハ別個ニ、厚生省デハ 考ヘラレルト云フ意味ニ解釋シテ宜シウゴ ザイマスカ

カ、都市ニ對シテハ低利資金カ何カノ方法
デアルカラ、ソレヲ實行ノ際ニ考慮スルト
云フダケデ、軍部ノ方デ諒解ニナッテ居ルノ
デスカ、ドウ云フコトデアリマスカ

○政府委員(寺田省一君) 此ノ案ヲ立テマ
ス際ニ今御話ノ點モ色々篤ト研究致シマシ
テ、關係各省トモ打合セヲ遂ゲテ居ル次第
デゴザイマス

○稻畠勝太郎君 然レバ只今御話ノ八億圓
ト云フノハ、既ニ法律デ制定サレタ中ノ金
額カラ戰爭ニ關係シタ遺族ニ補助ヲスルト
云フコトニナルノデスネ

○政府委員(小野權一君) 左様デゴザイマ
ス

○野村左久馬君 是ハ出征兵士ノ死傷病者
ニ對スル以上、市町村ノ關係者モ包含致シ
テハ居リマセヌガ農村ダケニ限リマスカ

○政府委員(寺田省一君) 市町村ト申シマ
シテモ所謂都市トソレカラ農村トゴザイマ
シテ、其ノ意味カラ申シマスレバ、市町村
ト申シマシテモ、大體包含サレルモノモゴ
ザイマス、ソレデ御承知ノ通り從來ノ農村
負債整理制度ハ負債整理計畫ヲ立テマシテ、
機關トシテハ市町村ヲモ認メテ居ル譯デゴ
負債整理ニ必要ナル資金ヲ融通致シマスル

ハ一概ニ農村或ハ農村ニ非ザル市町村ト云
フ風ニ區別ハ出來ナイノデゴザイマス
○野村茂久馬君 元來負債ノ額カラ見マシ
テモ、四十億ナンボノ負債ト云フモノハ、
是ハ農民ダケノ負債デナクシテ、市町村民
モ都會ノ何モ一緒デヤナイカト思ヒマスガ、
全體ノ負債ト云フノハ農村ダケニ限ッタモ
デヤナカラウト存ジマスガ、ソレデ整理ス
ル上ニ於キマシテモ一般ニ總括シタ關係ヲ
持チハ致シマセヌカ

○政府委員(小平權一君) 此ノ四十億ノ負
債ノ額ハ、農山漁村ノ負債ノ調デアリマス、
都市ノ負債ヲ入レバ非常ナ額ニ上ルト思
フ、大體農家一戸平均九百圓ノ負債デアリ
マシテ、五百萬戸トシテ四十五億ニナリマ
ス、若シ都市ノ負債ヲ入レルコトニナリマ
スト、大變ナ數字ニナルト思フノデゴザイ
マス、農山漁家大體五百萬戸、平均九百
圓トシテモ丁度四十五億圓ニ當ルノデゴザ
イマス、ソレデアリマスカラシテ從來ノ制
度ニ依ル、負債整理ノ目的タル負債ハ、農山
漁村ニ居住スル者ノ負債ト云フコトニ致シ
テゴザイマス

○野村茂久馬君 ケレドモ此ノ總テ統計力
ヲ拜見致シマスルト、擔保附ノ負債等ノ如
キモノハ農村バカリニ限ラレタト云フノデ

ハ、少しだけ過ぎハスマイカト私ハ始終考
ヘテ居リマスケレドモ、農村ノ負債處理制
度法案デスカラ、農村ト限ラレタモ存ジ
マスケレドモ、其ノ範圍ガ私共ニハハッキリ
致シマセヌヤウニ存ジマスガ、ドノ程度ノ
市町村ヲ指シタモノデゴザイマスカ、總チ
都會地ハ除ケテシマウテアルト云フコトニ
ナリマスカ

此ノ農家ガ一生懸命働イテ返セバ返セル、ト云フ見込ガ立ツテ、ソコデ初メテ債權者ノ方ニ御願シテ、利子ヲ負ケルナリ期限ヲ延定期ニ償還計畫ガ立ツ譯デアリマス、ソレヲ從來ハ負債整理組合ヲ作ラシテ、負債整理組合ノ中心トシテ左様ナ仕事ヲヤラセテ居ツタノデアリマス、負債整理組合ト町村負債整理委員會、此ノ二ツガ中心ニナリマシテ、各農山漁家ラシク償還計畫ヲ立テサス、サウシテ今迄働くカタツカ點ガアレバヨリ働くキ出ス、ソレカラシテ何カ無駄ナモノガアレバ無駄ノ生活ヲ止メルト云フ風ニシテ、經濟更生計畫ヲ立ツテ、ソコデ償還ノ目途が立てバ、ソコデ初メテ資金ガ供給サレル譯デアリマス、其ノ供給資金モ矢張リ政府ノ低利資金デアリマシテ、其低利資金ガ供給サレマシテ、其ノ供給サレタ後ニ於キマシテ、不可抗力トカ、災害トカ云フモノガアリマスカラ、ソレ等ノ場合ヲ考慮致シマシテ、產業組合系統經由ノ資金ニ付キマシテハ、約三割ノ國ノ補償ガアル譯デアリマス、又道府縣市町村ノ關係ノモノニ付キマシテハ、道府縣市町村ノ三割ノ損失補償ノアル部分ヲ負擔致スコトニナッテ居リマス、又不動產銀行經由ノモノニ付キマシテモ、同ジ

ヤウニ政府ノ資金ノ供給ト、ソレニ對スル
國ノ損失補償ガアリマシタノデアリマス、
今回ノ制度ニ依リマシテ同ジク政府ノ低利
資金ガ供給サレル譯デアリマスガ、又同ジ
ク負債整理ノ償還ノ計畫ヲ、處理計畫ヲ立
テサセル譯デアリマス、ソレハ從來ノ制度
ニ依リマスルト云フト、町村負債整理委員會
ガ中心トナツテヤリマシタノデアリマスガ、
今回ノ此ノ制度ニ依リマスト云フト、府縣
ニ委員會ヲ置キマシテ、府縣ノ委員會ガ中
心トナリマシテ、各戸ノ處理計畫ヲ立テサ
セルト云ブコトニ、マア案ヲ立テマシタ譯
デアリマス、ソレハ此ノ負傷シタ家デアリ
マストカ、或ハ兵隊ニ行キマシテ不幸ニシ
テ歿クナラレタ家ガ、負債整理組合ヲ作ル
迄ニ數ガ多クナインガ普通デアラウト思フ
ノデアリマスカラ、左様ナ場合ニハ其ノ町
伴フノデアリマスカラ、ソコデ府縣ニ委員
會ヲ置イテ處理計畫ヲ立テサセルコトニ致
シテ居リマス、併シ供給スル資金ハ、是ハ
矢張リ從來計畫ヲ致シマシタ約五億ノ低利
資金ノ範圍内デ致スノデアリマス、ソレハ
變リアリマセヌ、又利率等ニ於キマシテモ
別ニ變リハアリマセヌ、唯此ノ政府ノ供給
致シマシタ低利資金ニ付キマシテ、將來ノ

損失補償ノ限度ヲ大體從來ノ倍額ニ致シタ
ノデアリマス、倍ニ致シマシテ、從來ハ原
則ガ三割デアリマシタノヲ六割ノ政府ノ損
失補償ニ致シタ譯デアリマス、ソレハ此ノ
傷病者、又ハ歿クナツタ兵士ノ家族等ハ、
色々ナ點ニ於キマシテ信用ヲ維持スル爲
ニ困難ガ伴フノデアリマスカラシテ、
或場合ニハ豫期スルコトガ出來ナイヤウナ
更ニ不可抗力ト申シマスカ、其ノ傷ガ更ニ
重クナツテ途中デ歿クナリマストカ、或ハ
又其ノ家族ダケデドウシテモ働ガ出來ナイヤ
ウナ場合トカト云フコトガアリマスノデ、
從來ノ補償ノ程度デハ金融機關ガ資金ヲ
融通シテ吳レナイト云フヤウナ處モア
リマスノデ、從來ノ補償ノ限度ヲ約倍ニ致
シタ次第アリマス、勿論此ノ補償限度ト
申シマシテモ、從來ノ法律ニ依ッテ認メラ
レデ居リマスル補償限度ノ範圍内ニ於テ遺
リ繰リシテ、サウシテ特ニ歿クナラレタ死
傷者ノ負債整理ニ付テ特ニ厚クシテヤル代
リニ、從來ノ補償限度ノ方へ喰ヒ込ム譯デ
アリマス、從テ國家ノ負擔ト申シマスカ、
國家ノ補償スル限度ハ從來ノ負債整理ノ法
律ニ依ッテ認メラレタ限度以上ニハ上リマ
セヌノデゴザイマス

○政府委員(小平權一君) 勿論負債整理組
合ガ容易ニ出來マシテ、負債整理組合ニ依ッ
テ御世話ヲシテ上げルコトガ出來マスレバ、
勿論負債整理組合デ世話ヲシテ上げテ、縣
ノ委員會ガ更ニソレヲ指導シタリ、處理計
畫ヲ立テタリシテ上ゲル譯デアリマス、負
債整理組合ガ出來難イ場合ニハ、單獨デ縣
ノ委員會ガ各戸毎ニ處理計畫ヲ立テテ處理
スルコトニナル譯デアリマス

○男爵松田正之君 ソレカラモウ一つ、是
ハ小サナ問題デスケレドモ、第四條ノ二行
目カラ「命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外
命令ノ定ムル所ニ依リ」是ハ前ニ何カ、何
思ヒマス、是ハ何カ形容詞ヲ喰シ附ケレバ
此ノ「命令」ハ活キマスケレドモ、サウデ
ナケレバ命令ノ定ムル場合ヲ除ク外、此ノ
初メノ命令ト後ノ命令トチットモ違ハナイ
命令ノヤウニモ解釋ガ出來ルト思ヒマス、
命令ト云フ字其ノモノヲ見テ居ルト、前ニ
何トカノ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外
命令ノ定ムル所ニ依リトシナイト、終ヒノ
方ノ命令ハ、此ノ委員會ニ掛ケル命令ト云
フコトハ分リマスケレドモ、前ノ命令ト云
フノハ、ソコニ形容詞ヲ附ケナイ命令ダ
ト、チットモ意味ヲ成サナクナツテ來ルヤウ
ニ思ヒマスガ……

○政府委員(寺田省一君) 第四條ノ「命令
ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ト申シマス
ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ト申シマス
ル前段ハ、日常ノ少額債務、例ヘバ十錢ト
カ二十錢トカ云フヤウナ少額債務迄一々委
員會ノ承認ヲ受ケナケレバ返セナイト云フ
コトニナリマスト、非常ニ不便ニナルト云
フ意味合デ、是ハサウ云フ特定ノ少額債務
シテハ、色々立案案ノ際ニ研究致シマシタノ
デゴザイマスガ、此ノ「命令ヲ以テ定ムル

體供給スル低利資金ヲ一千圓以内ト致シテ居ルノデアリマス、其ノ低利資金ト云フノハ元負債ノ三分ノ一ヲ供給スルト云フ標準デ進ンデ參ッテ來タノデアリマス、從^ツテ元負債ノ三分ノ一ノ低利資金ノ最高額ガ一千圓デアリマスカラ、三千圓迄ノ負債ハ整理ガ出来ルノデアリマシテ、ソレ以上ノ負債ハ整理出來ナイコトニナッテ居ルノデアリマス、出來ナイト申シマスノハ、政府ノ助成ニ依ル制度ニ依リマシテハ、負債ノ整理ハ出來ナイト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、昭和十二年度ニ實行致シマシタ制度ニ依リマシテハ多少其ノ金額ヲ増加致シマシタ、ソレハ昭和十二年度ノ制度ニ依リマスト云フト、田畠負債ノ過分ニ多イ農家ノ負債モ整理シナケレバナラスト云フコトニナリマシテ、田畠擔保負債ノ整理ヲ中心トスル、田畠負債ヲ主トシテ考ヘテ整理スル計畫ヲ立テル場合ニ於キマシテハ、相當ノ資金ガ要ルノデアリマスカラ、三千圓迄ハ低利資金ヲ供給シテヤリタイ、ドウシテモ已ムヲ得ナイ場合ニハ、五千圓程度迄ハ低利資金ヲ供給シヨウト云フコトニナリマシタノデアリマス、從^ツテ昭和十二年度ニ實施致シマシタ制度ニ依リマシテ、從來三千圓迄ダケシカ整理出來ナカッタノガ、大體一萬圓程度

迄ハ整理ガ出来ルコトニ考ヘテ居リマス、左様御了承ヲ願ヒマス
○伯爵後藤一藏君 サウシマスト今度ハ矢張リ限度ガゴザイマスノデスカ
○政府委員(小平權一君) 大體從來ノ限度ト同様ニ考ヘテ居リマス
○伯爵後藤一藏君 サウスルト最大ハ一萬圓迄ト云フコトニナルノデアリマスカラ
○政府委員(小平權一君) マア一萬圓ト云フノハ例外デゴザイマシテ、先ヅ三千圓、多クテ三千圓限度ガ止リダト思ヒマス、大體農山漁家ノ負債ノ平均ガ九百圓デアリマスカラ、大體整理ノ程度ハ十中八九ハ九百程度ニナルト考ヘテ居リマス

○委員長(公爵鷹司信輔君) チヨット速記(速記中止)
○委員長(公爵鷹司信輔君) デハ速記ヲ進メテ下サイ
○委員長(公爵鷹司信輔君) デハ速記ヲ進メテ下サイ
○稻畑勝太郎君 此ノ十五條ニアリマスル
○委員長(公爵鷹司信輔君) 速記ヲチヨッ
ト止メテ……
○委員長(公爵鷹司信輔君) 速記ヲチヨッ
ト止メテ……
○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ筆記ヲ始メテ、是デ午前ハ休憩ヲ致シマシテ、午後一時カラ始メマス
午前十一時二十一分休憩
午後一時二十六分開會
○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ午前ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス

○子爵高橋是賢君 此ノ法案ノ第十二條ニ規定シテアリマスル通り、需給ノ圓滑及び價格ノ公正ヲ圖ルト云フコトガ一つノ目的ニナッテ居ルノデアリマスガ、此ノ公正ヲ圖ルト云フコトハドウ云フ方法デヤリマスカ、ノ限度ニ差ノアル點デアリマスガ、是ハ中央金庫ノ方ハ主トシテ無擔保負債ノ整理ニナルノデアリマス、又特殊銀行、是ハ主トシテ勸業銀行、農工銀行等デアリマスガ、是ハ田畠擔保負債ニナリマスルノデ、其ノ元ノ田畠擔保ガ、此ノ儘融資銀行ノ方ニ移リマスノデ、有力ナル擔保ガアリマスノデアリマスカラ、從^ツテ此ノ補償ノ限度ニ左様ナ差ヲ設ケテ居ルノデアリマス、是ハ從來ノ制度ニ依リマシテモ左様ナ差ヲ設ケテ居リマス
○國務大臣(伯爵有馬頴寧君) 御承知デモアラウト思ヒマスガ、從來價格ノ公定ヲ致シテ居リマス其ノ公定致シマス基礎ニナル所ノモノハ、一方ハ、生産者ノ、製造業者ノ側ノ生産費ヲ元ニ致シマシテ、製造會社トシテ適當ナリト思ハレル價格ヲ一方ニ考ヘマシテ、同時ニ之ヲ消費致シマス側ノ農業經營上ノ肥料ノ何ト申シマスカ、地位ト申シマスカ、サウ云フ點ヲ考慮致シマシテ、生産者消費者兩方カラノ事情ヲ十分ニ斟酌致シマシテ、サウシテ適當ナル價格ト云フ所ニ大體公定ヲ致シテ居ルヤウナ譯デアリマス、今後農林省ニ肥料ノ行政ガ一元化サレマシタ曉ニ於キマシテモ、硫酸「アンモニア」ノ價格ノ公定ヲ致シマス場合ニハ從來ト同ジヤウナ方針ニ依リマシテ、製造業者及び消費者ノ事情ヲ能ク斟酌致シマシテサウシテ適當ナリト思ハレル點ニ價格ヲ決メルト云フ風ナ方針デ参リタイト考ヘテ居リマステ適正ナル價格ト云フコトハ、唯單ニ價格、適正ナル價格ト云フコトハ、唯單ニ廉イノミガ適正ナモノデモナカラウト思ヒマ

ス、製造業者ノ方ノ立場ト、使用スル農民側ノ方ノ立場トハ自ラ其ノ限界ガ達フコトガアルト思ヒマスガ、今迄隨分之ニ付テハ、一方ハ商工省、一方ハ農林省ト云フニツノ省ノ管轄ニナッテ居ル爲ニナカノ其處ノ問題ガ簡單ニ片附カナイヤウナ例ガ多カツタノデアリマス、今後農林省ニ、今承リマスト、兎ニ角統一サレルト云フコトデアリマスト、農民ノ方ノ希望ノミ多ク知ラレテ、生産者側ノ方ガ徹底シナイト云フヤウナ憾ガアリハセヌカト思フノデアリマス、此ノ公正ナル價格ヲ客觀的ニ裁斷ヲスルト云フコトニ付テハ何カ機構デモ御設ケニナッテ、委員會デモ御作リニナル御考デアリマスカ、其ノ點ヲ伺ヒタイ

合ハナイヤウナ價格ニ消費者ノ利益ダケヲ
考ヘテ價格ヲ決メルト云フヤウナコトハ致
シマセヌ、一方ニ増産ヲシナケレバナラナ
イト云フ必要ニ迫ラレテ、此ノ法案ニゴザ
イマスヤウナ補助スラモ、色々ナ特典ヲ與
ヘテ之ヲ補助シヨウツルコトモアル位デ
アリマスカラ、製造ヲ、増産ヲ不可能ナラシ
ムルヤウナ價格ヲ公定スルト云フヤウナコ
トハ今後ト雖モ決シテナインデアリマス、尙
シ公定價格ト市場ノ價格ノ間ニ開キガアリマ
シテ、實際ノ市場價格ト云フモノガ公定價
格ト非常ニ離レテシマッテ居ル實例ガアル
ノデアリマスガ、サウ云フコトノナイヤウ
ニ現在硫安販賣會社ト云フモノガ自ラ取リ
マス手數料モ決メ、又小賣業者ノ取ル所ノ、
中間商人ノ取ル所ノ手數料ト云フヤウナモ
ノモ決メマシテ、實際ノ市場價格ト云フモ
ノ迄モ統一スルト云フヤウナ所迄參テ居
ル譯ニアリマス、只今ノ御心配ノ點ハ今後
ト雖モ決シテナイト云フコトヲ申上ゲテ置
キマス

農林省カラ御命ジニナル値段ト云フモノハ
其ノ肥料ノ年度ニ於テ一定シテ御決メニ士
ルノデスカ、時々刻々ニ御相談ニナッテ御決
メニナルノデスカ

ケノ保護ヲナサツテ免稅ヤ何カナサツテ居ル
ガ、政府ノ思フダケノ數量ガ出來ナイト云
フ場合ニハ、配給ヲシテ今度ノ日本硫安株
式會社ヲシテ製造サセルト云フ御考ヘ結構
ダト思フノデスケレドモ、是ハ愈、出來ナイ
時ニ、今ノ民間ノ現在ノ會社ガシナイ時ニ
ナサル考デアルト云フコトモ伺ッテ居リマ
スガ、矢張リソレヲ何處迄モサウ云フ氣持
ヲ持ッテヤッテ戴カナイト、新タニ日本硫安
株式會社ガ工場ヲ造ッテ特許ヲ色々ナ所カ
ラ持ッテ來テヤッテ、不慣ノコトヲシテモ經
驗ガナイシ、却ッテ工合ガ惡イノデヤナイ
カ、民間ノモノヲ擴張サセテ行ク方ガ宜イ
ンデヤナイカト云フ風ニ考ヘルノデアリマ
スガ、此ノ點ハ政府ノ御考ヘ大體分ッテハ居
マスケレドモ、特ニ氣ヲ付ケテ戴イテ、現
在ノ肥料會社ニ出來ルダケノ力ヲ盡シテ戴キタ
イ、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマスガ……
○國務大臣（伯爵有馬賴寧君） 従來ノ意見
ノ中ニ單ニ民間ノ會社ニ援助シテ、民間ノ
會社ニ増産ヲサセルト云フ一本デ行カウト
云フ意見ト、サウ云フモノニ關係ナシニ政
府ガ別個ノモノヲ以テ製造シタラ宜イデヤ
ナイカト云フヤウナ意見ト色々ノモノガ

アツクノデ、綜合シテ今日ノ案ニ落著イテ來タ譯デアリマス、建前ト致シマシテハ、只今御話ノヤウニ民間ノ會社ニ是等ノ特典ヲ與ヘマシテ、出來ルダケ増産サセル、ソレハモウはダケノ特典ガアリ、價格其ノ他ノ點ニ於テ引合フヤウニ考ヘテ參ルノデアリマスカラ、當然増産ヲスルトハ思ヒマスケレドモ、併シ萬一ノ場合ニサウ云フ政府ノ意圖シテ居ル所ニ順應シテ來ナカッタト云フ場合ガアツタ場合ニ非常ニ困ルノデアリマスカラ、サウ云フ場合ヲ考ヘテ日本硫安株式會社ヲシテ製造セシメル場合モアルト云フ、萬一ノ場合ヲ豫想シテヤツタノデアリマシテ、只今御話ノ通リノ方針デ私達ハ進ンデ行キタイト考ヘテ居リマス

○子爵高橋是賢君 此ノ臨時農村負債處理法案ハ過日御説明ヲ戴キマシテ、洵ニ結構ナ法案ト存ズルノデアリマスガ、唯茲ニ農村ダケニシカ是ハ及バナイ、他ノ都市ニ於テハ、是ガ行ハレナイヤウニ見受ケルノデスガ、其ノ點ハドウ云フ風ナ御考デゴザイマスカ

○國務大臣(伯爵有馬頼寧君) 農村ニ付キマシテハ從來ヨリ負債整理ノ組合ガアツテ、負債整理事業ト云フモノヲ行ッテ居ルヤウニアリマス、農村ノ負債ハ御承知ノヤウニ

非常ナ多額ニ上ッテ居リマスノデ、之ヲ救濟致シマセヌケレバ農村ノマニア振興ト申シマスカ、經濟更生ト云フコトハ殆ド不可能ナレドモ、併シ萬一ノ場合ニサウ云フ政府ノト云フコトニ付テ政府ハ相當援助シテ居ルノデアリマシテ、ソレガ爲ニ從來農村負債ノデアリマシテ、特ニ今回ノ事變ニ關係ノアリマス者ニ付キマシテハ、其ノ點ノ困難ハ餘計ニアルト思ヒマスノデ、特ニ斯ウ云フヤウナ法案ヲ提出スルコトニナツタ譯デアリマス、都市ノ方ニ於キマシテハ從來負債整理事業ト云フヤウナモノガ、農村ノヤウナ風ニハ行ハレテ居リマセヌ、ソレハ都市ノ何ト申シマスカ、居住者ノ間ニサウ云フ連絡ガ從來マア不斷デモナイ譯デアリマス、組合ヲ作ラシメテ、オ互ノ協力ニ依ッテ負

○子爵高橋是賢君 此ノ戰死傷者ノ家族ト債ノ整理ヲサセルト云フコトガ困難デアリマス爲ニ、從來サウ云フ事業ハ行ハレテ居リマセヌ、是ハ自ラ別個ノ方法ニ依ラナケレバナラナイノデハナイカト思ヒマス、今回出來マス庶民金庫デアリマストカ、或ハ軍人關係カラ申シマスレバ恩給金庫モアリマスシ、サウ云フヤウナ資金ノ融通ト云フヤウナコトニ依リマシテ、個々ノ負債ノ整理ヲ行ハシメルト云フコトハアリマスガ、

○國務大臣(伯爵有馬頼寧君) 農村ニ付キマシテハ從來ヨリ負債整理ノ組合ガアツテ、負債整理事業ト云フモノヲ行ッテ居ルヤウニアリマス、農村ノ負債ハ御承知ノヤウニ

○國務大臣(伯爵有馬頼寧君) 此ノ臨時農村負債處理法案ハ過日御説明ヲ戴キマシテ、洵ニ結構ナ法案ト存ズルノデアリマスガ、唯茲ニ農村ダケニシカ是ハ及バナイ、他ノ都市ニ於テハ、是ガ行ハレナイヤウニ見受ケルノデスガ、其ノ點ハドウ云フ風ナ御考デゴザイマスカ

○子爵高橋是賢君 只今ノ點ハ政府委員カラ御答ヲ申上ゲマス

○政府委員(黒田鴻五君) 私カラ御答ヲ申上ゲマス、都市ニ於ケル中小商工業者ニ付キマシテハ、先程農林大臣カラ御話モゴザイマシタヤウニ、從來負債整理組合ト云フヤウナ制度ニ依ッテハヤツテ居リマセヌノデ、

○子爵高橋是賢君 只今ノ御説明ハ、特ニ何モ此ノ戰死傷者ノ遺族ト云フコトニ限ッタ譯デモナイヤウニ承知シタノデアリマスガ、特ニ農山漁村ノミノ戰死傷者ノ遺族ニ對シテハスウ云フ特別ナ法案ガ出テ、中小商工業者ノ都市ニ居ル者ハ從來通リノ方法シカ取ラレナイヤウニ考ヘラレルノデアリマスガ、何カ特ニ戰死傷者ノ遺族ト云フモノニ對シテノ負債整理ノ方法ガ立ツモノデゴザイマスカ、御立テニナル積

リデアリマスカ

○政府委員(黒田鴻五君) 戰死傷者ノ遺家

マシテモ出來ルモノト考ヘテ居ル次第デア

ヲ希望シテ置ク次第デアリマス、一言附加

サレマシテゴザイマス

族ニ付キマシテ特ニ特別ナ取計ヒヲスルカド

○委員長(公爵鷹司信輔君) 外ニ御質問ゴ

ヘマシテ申上ゲマス

ウカト云フ御尋デゴザイマスルガ、ソレハ

ザイマセヌデゴザイマシタラ討論ニ入リタ

リマシタラ……

チヨット先程モ申上ゲマシタヤウニ、今回ノ

イト存ジマス、稻畑サン何カ御申出デガア

ザイマセヌデスカ

産業奉仕委員制度ハ、サウ云フ人ニ對シマ

シテ相談相手ニナルト云フノガ本旨デゴザ

ス、唯希望致シマスル點ハ多々アリマスル

イマスルシ、ソレカラ損失補償制度ノ適用

○稻畑勝太郎君 硫酸アンモニア増産

及配給統制法案ニ私ハ贊成致ス者デアリマ

ニ當リマシテモ、特別ナ優遇ノ方法ヲ講ジ

メシテ、私ハ贊成ヲ致シマスルガ、唯本案

ス、細カイ點デアリマスルノデ、唯此ノ會

タイト、斯ウ思ッテ居リマス、是ハ大藏省ト

給統制法案ハ誠ニ時宜ニ適シタ良案ト認

ガ、細カイ點デアリマスルノハ、一國ノ

ノ關係モゴザイマスルノデ、只今色々折衝

メシテ、私ハ贊成ヲ致シマスルガ、唯本案

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

中デゴザイマスルガ、例ヘバ舊債ノ借換ト

ハ農林省ノ御提案デアリマスルガ、私ハモ

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

ウ一層此ノ農林省ノミナラズ、商工省ニ於

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

特例ヲ開イテ行キタイト、斯様ニ考ヘテ居

カレマシテモ、硫酸「アンモニア」ニ關聯シタ

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

リマシテ、相當ノ程度ニハ特別ナ優遇ノ方

製品ニ於キマシテハ、「アンモニア」ノ如キ

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

法ガ講ジ得ルノデハナイカト、斯様ニ考ヘ

ハ軍事用トシテモ今日最モ需要ガアリ、誠

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

テ居リマスルモノヨリハ特別ナ考慮ヲ致シテ

ノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

タノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

中デゴザイマスルガ、例ヘバ舊債ノ借換ト

ノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

タノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

タノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

タノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

云フヤウナ問題ニ付キマシテモ、從來取扱

タノ關係モゴザイマスルノデ、唯此ノ會

ガ、併シ私ガ希望致シマシタノハ、一國ノ

シマス

○菊池泰三君 私モ之ニ贊成致シマス

ス

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ本案

ス

ノ採決ヲ致シマス、本案、硫酸「アンモニ

ス

ア」増産及配給統制法案ハ原案通り可決シ

テ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ス

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ可決

ス

シタ其ノ他ノ薬品モ益、増産獎勵サレムコト

ス

○子爵高橋是賢君 私モ本案ニ贊成ヲ致ス

ス

ノデアリマス、此ノ案ハ時局ニ最モ緊要ナ、

ス

急ヲ要スルモノト思ヒマスルノデ、成ルベ

ス

ク是ノ實施ノ徹底ヲスルヤウニ願ヒタイト

思ヒマス、而シテ勸業銀行、農工銀行、北

海道拓殖銀行ト云フヤウナ銀行ガ、特別融

通ヲスルト云フコトガアリマスガ、是等モ

成ルベク簡易ニシテ、サウシテ利息ヲ成ル

ベク安クスルト云フコトニ御助勢ヲ願ヒタ

イト思ヒマス、ソレダケ申シテ賛成致シマ

ス

○菊池恭三君 私モ稻畠氏ガ言ハレマシタ

通リニ、都市ニ及バスト云フコトハ甚ダ遺

憾ニ思ヒマス、是ハ戦争ニ出マシテ、都市

ニハ非常ナ打撃ガ今日アリマスノデ、此ノ

法律ハ今日ハ賛成致シマスケレドモ、稻畠

君同様ニ希望トシテ都市ノコトヲ考ヘテ貴

ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ置キマス

○委員長(公爵鷹司信輔君) モウ御發言モ

ナイヤウニ存ジマス、臨時農村負債處理法

案モ原案通り可決致シマシテ宜シウゴザイ

マスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵鷹司信輔君) 臨時農村負債

處理法案ハ可決サレマシタ、ソレデハ本委

員會ハ是デ散會致シマス

午後二時五十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵鷹司 信輔君

副委員長 伯爵後藤 一藏君
委員
子爵高橋 是賢君
男爵松田 正之君
男爵園田 武彦君
菊池 恭三君
稻畠勝太郎君
野村茂久馬君
岩崎 清行君

國務大臣

農林大臣 伯爵有馬 賴寧君

政府委員

農林參與官 助川啓四郎君

農林經濟更生部長 小平 権一君

農林書記官 石井英之助君

同 寺田 省一君

農林省經濟更生部長 小平 権一君

農林書記官 石井英之助君

商工省統制局長 黒田 鴻五君

昭和十三年三月二十四日印刷

昭和十三年三月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局